

令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告する。

令和5年8月30日提出

備前市長 吉村 武司

健全化判断比率 (単位 %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.02) 「20.00」	— (18.02) 「30.00」	9.6 (25.0) 「35.0」	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額若しくは連結実質赤字額がない場合又は実質公債費比率若しくは将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載しています。
- 2 早期健全化基準を丸括弧内に、財政再生基準をかぎ括弧内に記載しています。

資金不足比率 (単位 %)

特別会計等の名称	資金不足比率
備前市水道事業会計	— (20.0)
備前市下水道事業会計	— (20.0)
備前市病院事業会計	— (20.0)
備前市浄化槽整備事業特別会計	— (20.0)
備前市宅地造成分譲事業特別会計	— (20.0)
備前市企業用地造成事業特別会計	— (20.0)

備考

- 1 資金不足額がない場合は、「—」を記載しています。
- 2 経営健全化基準を丸括弧内に記載しています。